

兵庫県各消防本部特例基本基準適用条文一覧表

条文 消防本部名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	附則			
神戸市(局)	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	△	○			
尼崎市(局)	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	△	○			
姫路市(局)	○	-	-	-	-	-	-	-	△	△	△	○	○	×	△	△	△	-	△	△	○	×	○	○	○	○	○	○	△	○	-	○	○	○	○	△	△	×	○	△	△	-	-	-	-	-	-	-	△	○	×	△	△	△		
西宮市(局)	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	△	○		
明石市(局)	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	△	○	○	○	△	○		
伊丹市(局)	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	×	×	×	×	-	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	△	○		
加古川市	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	△	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	△	○	
淡路広域(事)	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○		
芦屋市	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	
高砂市	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	△	○
豊岡市	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○
宝塚市	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	
川西市	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○
赤穂市	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○
三木市	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	△	○
小野市	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○
三田市	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	△	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○
西はりま	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○
北はりま	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	△	○
南但	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○
篠山市	○	-	-	-	-	-	-	-	△	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○
丹波市	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	△	○
美方広域	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○
猪名川町	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	△	○

凡例 ○：当該条文をそのまま適用する。 △：当該消防本部で別に定める基準を適用する。(別紙1「各消防本部の特例基準の概要一覧表」参照) ×：当該条文は適用しない。 -：削除条文のため該当せず。

各消防本部の特例基準の概要一覧表

消防本部	条文	別に定める基準の概要
神戸市	52条	この基準に規定されていない事項について、政令第32条の規定の適用を受けようとする者は、神戸市の様式により消防長等の承認を受けなければならない。
尼崎市	31条	尼崎市消防局長通達「消防機関へ通報する火災報知設備の運用について」により運用する。
	33条	尼崎市消防局長通達「消防法施行令第32条及び尼崎市火災予防条例第44条の特例基準について」により運用する。
	52条	この基準に規定されていない事項について、政令第32条の規定の適用を受けようとする者は、尼崎市の様式により消防長等の承認を受けなければならない。
姫路市	9条	自動火災報知設備については適用しない。
	10条	姫路市の様式により消防長（既存の防火対象物にかかるものにあつては消防署長。以下「消防長等」という。）の承認を受けなければならない。
	11条	屋内消火栓設備については、姫路市の様式により消防長等の承認を受けなければならない。
	15条 16条 17条 19条	姫路市の様式により消防長等の承認を受けなければならない。
	20条	(8)及び(9)については、姫路市の様式により消防長等の承認を受けなければならない。
	28条	(4)については、姫路市の様式により消防長等の承認を受けなければならない。
	35条 36条 39条 40条	姫路市の様式により消防長等の承認を受けなければならない。
	48条	(3)については適用しない。
	51条	姫路市の様式により消防長等の承認を受けなければならない。
	52条	この基準に規定されていない事項について、政令第32条又は姫路市火災予防条例第42条の規定の適用を受けようとする者は、姫路市の様式により消防長等の承認を受けなければならない。
	附則 (経過措置)	この基準施行の際、現に消防用設備等の設置及び維持について、政令第32条又は姫路市火災予防条例第42条の規定が適用されているものについては、なお従前の例による。

消防本部	条文	別に定める基準の概要
西宮市	52条	この基準に規定されていない事項について、政令第32条の規定の適用を受けようとする者は、西宮市火災予防規則に定める様式により消防長等の承認を受けなければならない。
明石市	48条	(3)については適用しない。
	52条	この基準に規定されている特例を受けようとする者のうち、消防長が必要と認めるものは、明石市火災予防条例施行規則第6条の規定に基づき、明石市の様式により消防長の承認を受けなければならない。
伊丹市	52条	この基準に規定されていない事項について、政令第32条の規定の適用を受けようとする者は、伊丹市の様式により消防長等の承認を受けなければならない。
加古川市	13条	(1)については適用しない。
	52条	この基準に規定されていない事項について、政令第32条の規定の適用を受けようとする者は、加古川市の様式により消防長等の承認を受けなければならない。
高砂市	52条	この基準に規定されていない事項について、政令第32条の規定の適用を受けようとする者は、高砂市の様式により消防長の承認を受けなければならない。
三木市	52条	この基準に規定されていない事項について、政令第32条の規定の適用を受けようとする者は、三木市の様式により消防長等の承認を受けなければならない。
三田市	13条	(1)については適用しない。
北はりま	52条	この基準に規定されていない事項について、政令第32条に規定の適用を受けようとする者は、北はりま消防組合の所定する様式により申請し、消防長等の承認を受けなければならない。
篠山市	9条	予防業務に係る指導基準 指導基準第32号（予防－12） 火災の発生のおそれが著しく少ない防火対象物に対する特例
丹波市	52条	この基準に規定されていない事項について、政令第32条の規定の適用を受けようとする者は、丹波市の様式により消防長の承認を受けなければならない。
猪名川町	52条	政令第32条に規定する消防用設備等の特例認定（この基準に規定する消防用設備等を含む。）を受けようとする者は、消防用設備等の特例基準適用願（別記様式第1）により、消防長の承認を受けなければならない。

兵庫県消防用設備等の特例基本基準

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この基準は、兵庫県内における消防用設備等の基準の明確化を図るため、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第32条の規定に基づき、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に関する特例について必要な事項を定めるものとする。

第2章 共同住宅等に係る消防用設備等の特例

第2条から第6条 削 除

第3章 共同住宅等に対するその他の特例

第7条 削 除

第4章 火災の発生のおそれが著しく少ない防火対象物等に対する特例

第8条 削 除

(火災の発生のおそれが著しく少ない防火対象物に対する特例)

第9条 不燃材料で造られている防火対象物若しくはその部分（以下この条において「防火対象物等」という。）において火災の発生のおそれが著しく少ないと認められるもの又は防火対象物等において出火源となる設備、物件が原動機、電動機等で火災の発生のおそれが著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められるもので、次の各号のいずれかに該当するものについては、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、連結散水設備、連結送水管及び非常コンセント設備の全部又は一部を設置しないことができるものとする。

- (1) 倉庫、塔屋部分等で不燃性物件のみを収納するもの。
- (2) 浄水場、汚水処理場等の用途に供する防火対象物で内部の設備が水管、貯水池、貯水槽、その他これらに類するものであるもの。
- (3) 室内プール又は室内スケート場（滑走部分に限る。）等の用途に供する部分。
- (4) 抄紙工場の抄紙作業場、清涼飲料等工場の洗浄又は充てん作業場。
- (5) 不燃性の金属、石材等の加工工場で可燃性のものを収納又は取り扱わないもの。

(自動車検査場に対する特例)

第10条 自動車検査場の用に供する防火対象物又は部分で、次の各号のすべてに該当するものについては、令第10条（消火器具）及び第11条（屋内消火栓設備）に規定する消火設備を除き、他の消防用設備等を設置しないことができるものとする。

- (1) 主要構造部を不燃材料で造り、かつ、壁及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしてあること。
- (2) 地階を有しない建築物で、かつ、階数が2以下であること。
- (3) 出入口には、防火設備である防火戸が設けてられていること。
- (4) 自動車検査業務時間は、日出から日没までの間であること。
- (5) 自動車検査業務終了後は、当該場所に自動車等が存置されていないこと。

第5章 通信機器室に対する特例

(通信機器室に対する特例)

第11条 通信機器室のうち、電力室以外の部分で、次の各号のすべてに該当するものについては、屋内消火栓設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備（以下「水噴霧消火設備等」という。）を設置しないことができるものとする。

- (1) 主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしてあること。
- (2) 通信機器室と通信機器室以外の部分とを耐火構造の壁及び床で区画し、かつ、当該壁及び床の開口部等（火炎の伝送を防ぐ構造又は設備をした部分で束配線が壁又は床を貫通するものを除く。）には特定防火設備若しくは防火設備である防火戸又はこれと同等以上のものを設けてあること。
- (3) 室内に設け、又は収容する通信機器の配線の絶縁材料に可燃性を有するものを使用していないこと。

第6章 消火設備に対する特例

(屋内消火栓設備の特例)

第12条 主要構造部が不燃材料で造られている防火対象物で、令第11条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に屋内消火栓設備を設置する場合は、次の各号によることができるものとする。

- (1) 体育館、工場、倉庫その他これらに類する防火対象物に小規模な階がある場合、小規模な階の直下階の屋内消火栓により小規模な階の各部分に有効に注水することができる場合は、小規模な階に屋内消火栓設備を設置しないことができるものとする。ただし、小規模な階の直下階が地階の場合は除く。
- (2) 発電設備、変電設備等の電気設備又は金属溶解設備等で、屋内消火栓設備による注水によって消火不能又は消火困難と認められる場合は、大型消火器を技術上の基準に従い設置することにより屋内消火栓設備の代替とすることができるものとする。

(スプリンクラー設備のヘッドを要しない部分における屋内消火栓設備の特例)

第13条 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第13条第3項各号の部分については、次の各号によることができるものとする。

- (1) 規則第13条第3項第1号、第6号及び第10号（乗降場の部分を除く。）の部分で火災の発生のおそれ著しく少ない場合は、屋内消火栓設備を設置しないことができるものとする。
- (2) 規則第13条第3項第4号及び第8号の部分で、注水による二次災害のおそれがある場合は、大型消火器を技術上の基準に従い設置することにより屋内消火栓設備の代替とすることができるものとする。

(冷凍室内等における屋内消火栓設備の特例)

第14条 防火対象物の冷凍室又は冷蔵室内部には、令第11条第3項第1号イ、第2号イ(1)及び第2号ロ(1)の規定を適用しないことができるものとする。

(水噴霧消火設備等に対する特例)

第15条 火力発電所及び石炭ガス製造所の貯炭所の付属建物については、スプリンクラー設備及び水噴霧消火設備等を設置しないことができるものとする。

(空調機器等における水噴霧消火設備等の特例)

第16条 都市ガス及びこれに類したものを熱源とした空調機器等で、火災予防条例（例）第4条の規定（ボイラーの位置及び構造の基準）に適合するものについては、令第13条第1項の規定を適用しないことができるものとする。

(屋外消火栓設備の特例)

第17条 耐火建築物で、令第11条により屋内消火栓設備を設け、かつ、配置、能力等から判断して有効な消火栓を設けたものについては、屋外消火栓設備を設置しないことができるものとする。

(消火配管の特例)

第18条 削 除

(ガス系消火設備の特例)

第19条 ハロン代替ガス系消火薬剤（ハロンの代替等として開発されているハロゲン化物及び非ハロゲン化物をいう。）を使用する消火設備・機器（以下「新ガス系消火設備等」という。）のうち、消防法令で規定されている場所以外に設置するものについては、性能評価機関（消防法第21条の48第2項に規定する登録検定機関。以下「性能評価機関」という。）において、その有効性が評価された場合については、この評価を受けた新ガス系消火設備等の設置を認めることができる。

第7章 警報設備に対する特例

第1節 自動火災報知設備に対する特例

(防火対象物の部分に対する特例)

第20条 令第21条第1項各号に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号のいずれかに該当する場所には、自動火災報知設備の感知器を設けないことができるものとする。

- (1) 金庫室又はこれに類する室等でその開口部に特定防火設備である防火戸又はそれと同等以上のものを設けているもの。
- (2) 恒温室、冷蔵室等で当該場所における火災を早期に感知することができる温度調節装置が設置され、かつ防災センター等通常人がいる場所にその旨の移報がなされ、警報が発せられるもの。
- (3) 押入れ又は物置で次のいずれかに該当するもの。
 - ア 床面積1平方メートル以下のものであること。
 - イ その上部の天井裏に感知器を設けてあること。
- (4) 踏込み、床間、押入のない天袋又は3平方メートル以下の広縁。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の3に定める準耐火建築物の天井裏、小屋裏等が不燃材料の壁、天井及び床で区画されている部分。
- (6) パイプシャフト等で水平断面積が1平方メートル以下のもの。
- (7) 規則第23条第5項第2号の規定により、煙感知器の設置が必要とされる廊下及び通路でその長さが10メートル以下のもの。
- (8) 金属等の溶融、鋳造又は鍛造設備のある場所のうち、感知器により有効に感知できない部分。
- (9) 機械設備等の振動が激しい場所又は腐食性ガスの発生する場所等で感知器の機能保持が困難な場所。
- (10) 温度の異常な上昇又は誘導障害等、非火災報を発するおそれがある場所。
- (11) 便所、便所に付随した洗面所及び浴室の用途に供する場所。
- (12) 開放式の階段、廊下に接続するエレベーター昇降路等の部分。

(文化財関係建造物に対する特例)

第21条 令別表第1(17)項に掲げる防火対象物に設置する自動火災報知設備については、次の各号によることができるものとする。

- (1) 令別表第1(17)項に掲げる防火対象物（以下この条において「建造物」という。）を収納した建築物の主要構造部を耐火構造とし、かつ、当該建築物の内部及び周囲に火災発生の要因がない場合は、当該建造物には自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。
 - (2) 外部の気流が流通し、火災発生を感知器により有効に感知できない開放式の構造の建造物には、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。
 - (3) 一間社、茶室等延べ面積が7平方メートル以下の小規模な建造物であり、当該建造物が他の建造物等から独立しており、火災の発生のおそれが少ない場合は、当該建造物には、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。
 - (4) 建造物の敷地内に管理者が常駐していないため、火災の発生を有効に覚知することができず、かつ、その敷地の周囲に民家等がない場合には、当該建造物には、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。
- 2 建造物に設置する自動火災報知設備の感知器については、次の各号によることができるものとする。
- (1) 電気設備及び煙突を有する火気使用設備を設けていない建造物であり、かつ、当該建造物の周囲の建築物等に煙突を有する火気使用設備を設けていない場合には、当該建造物の小屋裏又は天井裏の部分には、感知器を設置しないことができるものとする。
 - (2) 三重塔、五重塔、その他これらに類する塔の小屋裏及び観覧者を入れない城郭等の建造物の階段には、煙感知器を設置しないことができるものとする。
 - (3) 一間社、茶室等の小規模な建造物に設ける差動式分布型感知器の空気管の一の感知区域の露出長は、10メートル以上20メートル未満とすることができるものとする。
- 3 建造物に常時人が居住せず、かつ、観覧者を入れない建造物である場合には、地区音響装置を設置しないことができるものとする。

(市場に対する特例)

第22条 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物のうち、市場に設置する自動火災報知設備については、次の各号によることができるものとする。

- (1) 階数が2以下の階段については、煙感知器を設置しないことができるものとする。
- (2) 1棟の市場に設けるP型2級受信機は、必要に応じて設けることができるものとする。

(発電機室又は変圧器室に対する特例)

第23条 事業用又は準事業用発電所若しくは変電所の発電機室又は変圧器室のうち、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井が不燃材料で造られているものについては、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。

(電力の開閉所に対する特例)

第24条 電力の開閉所（電力の開閉に油入開閉器を設置する開閉所を除く。）で主要構造部を耐火構造とし、かつ、屋内に面する天井（天井のない場合は屋根）、壁及び床が準不燃材料で造られているものについては、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。

(煙感知器に対する特例)

第25条 規則第23条第5項第6号に規定する地階が、傾斜地等に建築された防火対象物で、建築基準法上地階とみなされる階である場合においても、周囲の地形等の関係から避難階の形態をなしており、かつ、煙の充満するおそれがないと判断される場合においては、煙感知器の設置をしないことができるものとする。

(感知区域に対する特例)

第26条 防火対象物の天井部分等で、深さが1メートル未満のはり等による小区画が連続して存する場合は、次表の感知器の種類及び取付面の高さに応じて、同表の面積の範囲内ごとに同一感知区域とすることができるものとする。

感知器の種類 (㎡)		差動式 分布型		差動式 スポット型 補償式 スポット型		定温式 スポット型		煙感知器		
		1種	2種	1種	2種	特種	1種	1種	2種	3種
使用場所 の構造	取付面の 高さ									
		耐火	4 m未満	25	20	20	15	15	13	60
4 m以上8 m未満	/		/			/	/	/	40	40
8 m以上15 m未満				/	/					
15 m以上20 m未満	/		/			/	/	/	/	/
非耐火	4 m未満	20	20	15	10	10	8	60	60	20
	4 m以上8 m未満			/	/	/	/	/	/	/
	8 m以上15 m未満	/	/							
	15 m以上20 m未満			/	/	/	/	/	/	/

注：上記の面積の範囲内で、かつ、感知器を設置した区画の周囲に接している範囲とすること

(非常電源に対する特例)

第27条 自動火災報知設備に付置された予備電源の容量が、当該自動火災報知設備に要求される非常電源の容量以上であるときは、これを非常電源とみなすことができる。

ただし、当該予備電源が受信機に内蔵されていないものについては、その配線を耐熱保護したものでなければならない。

第2節 漏電火災警報器に対する特例

(漏電火災の発生のおそれ著しく少ない対象物に対する特例)

第28条 次の各号のいずれかに該当する建築物には、漏電火災警報器を設置しないことができるものとする。

- 令第22条第1項に規定する壁、床又は天井（以下「令第22条の壁等」という。）に現に電気配線がなされておらず、かつ、当該建築物における業態からみて、令第22条の壁等に配線がなされる見込みがないと認められる建築物。
- 令第22条の壁等が建築物の一部にしか存しない建築物で、令第22条の壁等に漏電があっても地絡電流が流れるおそれがないと認められるもの。
- 建築基準法第2条第9号の3口に定める準耐火建築物で、令第22条の壁等になされる電気配線が金属管工事、金属線び工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事、バスダクト工事、フロアダクト工事その他電気配線を被覆する金属体（以下「金属管等」という。）による工事のいずれかにより施工されており、当該金属管等がC種接地工事又はD種接地工事により接地されているもの。
- 令別表第1(7)項及び(14)項に掲げる建築物で、当該建築物における契約電流容量（同一建築物で契約種別の異なる電気が供給されているものにあつては、契約種別ごとの電流容量）が10アンペア以下のもの。

(別棟の電気引込線を共通する場合の特例)

第29条 同一敷地内に、管理について権原を有する者が同一の者である令第22条第1項に該当する建築物が2以上近接している場合（令第8条の規定により別の防火対象物とみなされる各部分が2以上ある場合及び令第9条の規定により1の防火対象物とみなされる各部分が2以上ある場合を含む。）において、当該建築物が電気の引込線を共通するときは、同項の規定にかかわらず、当該共通する引込線ごとに1個の漏電火災警報器を設置すれば足りるものとする。

(ネオン管灯設備に設ける漏電火災警報器の特例)

第30条 削 除

第3節 消防機関へ通報する火災報知設備に対する特例

(既存の防火対象物等に対する特例)

第31条 令第23条第1項の規定により、消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなければならない防火対象物で、次のいずれかに該当するものについては、当該設備を設置しないことができるものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する防火対象物又はこれらに類する利用形態若しくは規模の防火対象物であつて、消防機関へ常時通報することができる電話が、常時人がいる場所に設置されており、かつ、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。）が明示されているもの。
 - ア 令別表第1(5)項イのうち、宿泊室数が10以下であるもの。
 - イ 令別表第1(6)項イのうち、同表(6)項イ(3)(病床が19以下であるものに限る。)及び(4)に掲げるもの。
 - ウ 令別表第1(6)項ハのうち、通所施設であるもの。
- (2) 前号に掲げるもののほか、次のすべての要件に該当するもの。
 - ア 消防機関へ常時通報することができる電話が、防災センター等常時人がいる場所に設置されていること。
 - イ 電話の付近に通報内容が明示されていること。
 - ウ 定期的に通報訓練が行われていること。
 - エ 夜間においても火災初期対応を行うために所要の人数の勤務員が確保されていること。

第4節 非常警報設備に対する特例

(特殊対象物に対する代替)

第32条 ろうあ者の収容施設及び高音を発する作業場等で音響装置による火災報知が有効でない場所においては、灯火の点滅等視覚装置を設けることによって、令第24条に規定する非常警報器具及び非常警報設備を設置したものとみなすことができるものとする。

(小規模防火対象物に対する特例)

第33条 延べ面積が200平方メートル以下で2方向以上の避難経路があり、かつ、容易に屋外に避難できる場合は、令第24条の規定を適用しないことができるものとする。

(火災の発生のおそれが著しく少ない防火対象物に対する特例)

第34条 同一敷地内に、第9条の基準の適用を受ける防火対象物が2以上ある場合で、非常ベル又は自動式サイレン等の音響装置が屋外等に設けられ、当該音響装置によって敷地内の防火対象物の全区域に火災の発生を有効に、かつ、すみやかに報知することができるときは、規則第25条の2第2項第1号ハの規定は適用しないことができるものとする。

(非常警報設備の併設を必要とする防火対象物の特例)

第35条 令第24条第3項第2号の規定に基づき、非常ベル及び放送設備又は自動式サイレン及び放送設備の設置が必要とされる防火対象物で次の各号のいずれかに該当する防火対象物には、非常ベル、自動式サイレン又は放送設備のうち、いずれか一を設ければ足りるものとする。

- (1) 地階を除く階数が11以上の防火対象物で、11階以上の階を機械室の用途に供しており、かつ、当該機械室には、機械設備の維持点検のため、入室する場合以外は人が常駐しないもの。
- (2) 地階の階数が3以上の防火対象物で、地下3階以上の階を機械室の用途に供しており、かつ、当該機械室には、機械設備の維持点検のため、入室する場合以外は人が常駐しないもの。

(火災の発生のおそれが著しく少ない防火対象物の部分に対する特例)

第36条 令第24条第2項の規定の適用を受ける防火対象物に存する部分で、次の各号のすべてに該当するものは、非常警報設備の音響装置及び起動装置を設置しないことができるものとする。

- (1) 当該部分は、不燃性の機械設備類等のみであり、かつ、当該部分は、常時勤務する者がいない場所（当該部分の業態からして将来にわたって、常時勤務する者がいないと認められる場所に限る。）であること。
- (2) 当該部分は、他の場所に設けられた音響装置によって、火災の発生を有効に報知することができるものであること。

(火災の発生のおそれが著しく少ない防火対象物に対する配線の特例)

第37条 第9条の基準の適用を受ける防火対象物に設ける非常警報設備の配線は、次の各号に定めるところによることができるものとする。

- (1) 原則として金属管配線とすること。
- (2) 金属管以外の露出配線の場合は、600ボルト二種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること。

第8章 避難設備に対する特例**(避難器具の特例)**

第38条 令別表第1(7)項及び(15)項に掲げる防火対象物の階で、次の各号のすべてに該当する部分については、避難器具を設置しないことができるものとする。

- (1) 主要構造部が耐火構造であること。
- (2) 当該階の居室の出入口部分から2以上の異なった経路により直通階段に到達しうること。
- (3) 居室の出入口から1の直通階段に至る歩行距離が25メートル以下であること。

(住居の用に供する部分に設置する避難口誘導灯の特例)

第39条 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物のうち、住居の用に供する部分に設置する誘導灯は、規則第28条の3第3項第1号イ、ロ又はハの規定にかかわらず、設置しないことができるものとする。

(住居の用に供する階段部分に設置する通路誘導灯の特例)

第40条 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分のうち、住居の用に供する階段部分においては、当該階段部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる場合、規則第28条の3第3項第2号の規定にかかわらず、誘導灯を設置しないことができるものとする。

(附室等に設置する避難口誘導灯の特例)

第41条 削除

(幼稚園等に設置する誘導灯の特例)

第42条 削除

(延べ面積が1,000平方メートル以上の特定防火対象物等に設置する避難口誘導灯の特例)

第43条 削除

(不特定又は多数の人の避難経路とならない場所に設置する避難口誘導灯の特例)

第44条 削除

(居室内に設ける避難口誘導灯の特例)

第45条 削 除

(高輝度誘導灯の特例)

第46条 削 除

(誘導灯の消灯の特例)

第47条 削 除

第9章 消防用水に対する特例

(消防用水に対する特例)

第48条 令第27条第1項の規定により、消防用水を設置しなければならない防火対象物で、当該防火対象物が、防火地域又は準防火地域内にあり、かつ、主要構造部を耐火構造又は準耐火構造としたものについては、消防用水の設置について、次の各号によることができるものとする。

- (1) 設置を必要とする消防用水の水量が80立方メートルをこえる場合は、80立方メートルをもって足りるものとする。
- (2) 当該防火対象物に冷暖房用水、雑用水等他の用途に供される用水が設置されており、当該用水を消防ポンプ自動車が利用できる状態にあるものは、消防用水とみなすものとする。
- (3) 屋外消火栓設備の消火栓の位置が連結送水管の送水口から100メートル以内にあるときは、消火栓1個につき20立方メートルの消防用水を保有するものとして換算することができるものとする。

第10章 消火活動上必要な施設に関する特例

(連結送水管に対する特例)

第49条 地階を除く階数が7以上の建築物のうち、延べ面積が2,000平方メートル未満で、階数が7以上の階の部分昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに使用し、かつ、電動機等以外の可燃物を収容又は使用しないものについては、連結送水管を設置しないことができるものとする。

(連結散水設備に対する特例)

第50条 地階に設けられた駐車場のプラットホーム部分において、内装及び下地を不燃材料で造り、可燃物がない場合は、連結散水設備を設置しないことができるものとする。

第11章 評価制度による特例

(システム評価による特例)

第51条 現行の消防法令では予想していない新たな設備又は設置方法により、消防法令で規定するもの以上の性能を有する高度な消防防災システムについて、性能評価機関により評価を受けた場合は、当該消防防災システムによることができるものとする。

第12章 雑 則

(特例適用の手続)

第52条 この基準に規定されていない事項について、令第32条の規定の適用を受けようとする者は、別記様式第1により、所轄消防署長を経由して、消防長の承認を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は昭和62年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行の際、現に消防用設備等の設置及び維持について、令第32条の規定を適用したものであるものは、なお従前の例による。

(複数住戸を1の住戸にする特例)

- 3 改正前の兵庫県下消防用設備等の特例基準（以下「旧特例」という。）第2章の適用を受け、現に存する共同住宅等の複数の住戸を1の住戸に改築する場合で、当該住戸に住戸用自火報を第5条の規定により設置したときは、引き続き旧特例に基づく消防用設備等の特例を認めるものとする。

(適用除外)

- 4 この基準中第6条については芦屋市、宝塚市、三田市、第7条については三田市、第8条については芦屋市、三田市、第9条については神戸市、芦屋市、三田市、第9条ただし書については尼崎市、西宮市、宝塚市、川西市、明石市、加古川市、第10条については三田市、第11条については神戸市、芦屋市、宝塚市、三田市、淡路広域、第12条については芦屋市、三田市、第13条については三田市、第15条については神戸市、芦屋市、三田市、第22条については芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、第25条については西宮市、第29条については西宮市、芦屋市、宝塚市、三田市、第30条については宝塚市、三田市、氷上広域、第37条については川西市、第39条については西宮市、芦屋市、氷上広域、第44条については尼崎市、宝塚市、加古川市、第45条については小野市、第55条については西宮市、高砂市は適用しないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は平成9年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行の際、現に消防用設備等の設置及び維持について、令第32条の規定を適用したものであるものは、なお従前の例による。

(適用除外)

- 3 この基準中第2条から5条については神戸市、尼崎市、西宮市、西脇多可行政、第6条については、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、西脇多可行政、三田市、第7条については西宮市、第8条については姫路市、加古川市、第12条については尼崎市、第13条については、加古川市、三田市、第16条については西宮市、第20条については、姫路市、三田市、第22条については姫路市、西宮市、第26条については加古川市、第31条については神戸市、姫路市、尼崎市、伊丹市、西脇多可行政、宝塚市、三田市、佐用郡広域行政、あさご、美方広域、第33条については尼崎市、西宮市、第24条については尼崎市、第37条については姫路市、第38条については尼崎市、西宮市、第43条から44条については三田市、第46条については宝塚市、三田市、第48条については姫路市、第50条については姫路市、第51条については尼崎市、第52条については神戸市、姫路市、明石市、西宮市、加古川市、三田市、氷上郡広域、猪名川町、附則については、神戸市、姫路市は適用しないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行の際、現に消防用設備等の設置及び維持について、令第32条の規定を適用したものであるものは、なお従前の例による。

(適用除外)

- 3 この基準中第8条については姫路市、加古川市、第9条から11条については、姫路市、第13条第1項については加古川市、三田市、第14条から17条については姫路市、第19条及び20条については姫路市、第22条については姫路市、西宮市、第26条については加古川市、第28条第4項については姫路市、第31条については神戸市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、三田市、朝来市、第33条については尼崎市、西宮市、淡路広域、第35条から37条については姫路市、第38条については西宮市、第39条及び40条については姫路市、第48条については三田市、第48条第3項については姫路市、第50条及び51条については姫路市、第52条については姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、伊丹市、加古川市、三田市、丹波市、猪名川町、附則(経過措置)については、姫路市は適用しないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は平成30年1月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 (1) この基準施行の際、現に改正前の基準第31条の規定により令第32条を適用した令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物については、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。
(2) この基準施行の際、現に消防用設備等の設置及び維持について、令第32条の規定を適用したもの(前号に規定するものを除く。)については、なお従前の例による。

(適用除外)

- 3 この基準中第9条については姫路市、篠山市、第10条及び11条については姫路市、第13条第1項第1号については加古川市、三田市、第14条から17条については姫路市、伊丹市、第19条については姫路市、第20条第1項第8号及び9号については姫路市、第22条については姫路市、伊丹市、第28条第1項第4号については姫路市、第31条については尼崎市、伊丹市、宝塚市、第32条については伊丹市、第33条については尼崎市、伊丹市、淡路広域、第35条から37条については姫路市、第39条及び40条については姫路市、第48条第1項第3号については姫路市、明石市、第50条及び51条については姫路市、第52条については神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、明石市、伊丹市、加古川市、高砂市、三木市、北はりま、丹波市、猪名川町、附則(経過措置)については、姫路市は適用しないものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は令和元年10月18日から施行する。